

松阪市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月
松阪市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	2
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	4
第1節 市行動計画の作成	4
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験.....	5
第2部 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針（総論）	8
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	9
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	12
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	15
第5節 対策推進のための役割分担	19
第6節 市行動計画における対策項目等.....	23
第2章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	26
第1節 市行動計画等の実効性確保	26
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組（各論）	28
第1章 実施体制	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	34
第3節 対応期	35
第3章 まん延防止	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	37
第3節 対応期	38
第4章 ワクチン	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	44
第3節 対応期	48
第5章 医療	52

第1節 準備期	52
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54
第6章 保健	55
第1節 準備期	55
第2節 初動期	56
第3節 対応期	57
第7章 物資	58
第1節 準備期	58
第8章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	59
第1節 準備期	59
第2節 初動期	60
第3節 対応期	61

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降新型コロナウイルス感染症¹が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることをあらためて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ²の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなるまたは効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

【注釈】

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2(2020)年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

2 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性³の高さによっては、社会的影響が大きくなる可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性⁴が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務のほか、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置⁵（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置⁶（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置について定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等⁷」という。）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症であり、具体的には、

【注釈】

- 3 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
- 4 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
- 5 特措法第31条の6第1項
- 6 特措法第32条第1項
- 7 特措法第2条第1号。なお、本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置付け）が行われるまでの間においても、本用語を用いている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁸
 - ② 指定感染症⁹（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
 - ③ 新感染症¹⁰（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- を指す。

【注釈】

8 感染症法第6条第7項

9 感染症法第6条第8項

10 感染症法第6条第9項

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

特措法が制定される以前からも、国、県及び本市は、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。国は、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、県は、同時期に「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。これらを受けて、本市では、平成21年10月に「松阪市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を受けて平成25年4月に特措法が施行されると、同法に基づく計画として、国は、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を策定し、県は、平成25年11月に「新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）」を策定した。これらを受けて、本市では、平成26年3月に「松阪市インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）」へ名称を変更し、同法に基づく計画として改定を行った。

また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症への対応を受けて、国は、令和6年7月に政府行動計画を改定し、県は、令和7年3月に県行動計画の改定を行った。これらを受けて、今般、市行動計画についても改定を行うものである。

なお、特措法第7条により都道府県行動計画は政府行動計画に基づき作成するとされており、また、同法第8条により市町村行動計画は都道府県行動計画に基づき作成するとされている。このことから、市行動計画においても、政府行動計画及び県行動計画をふまえて基本的な方針や事項等を定めている。

本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等¹¹以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえ、さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、今後について、国及び県は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や、新型インフルエンザ等に係る対策の経験や訓練等を通じた改善等をふまえて定期的な検討を行い、必要があると認める場合は、それぞれ、国は、政府行動計画の変更を、県は、県行動計画の変更を行うとしている。このことから、市においても、国及び県の動向をふまえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

【注釈】

11 感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

※以下の各段階の期間の表記について、おおよその感染期として便宜的に表記している。

(1) 新型コロナウイルス感染症発生～第1波（令和元年12月～令和2年6月）

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月15日には国内、そして1月30日には県内において新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認された。

県では、令和2年1月29日に「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、国では、1月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。新型コロナウイルス感染症が、2月1日に感染症法に基づく指定感染症¹²に位置付けられるとともに、3月14日には特措法の改正（対象疾患の拡大）により、同法の対象に位置付けられた。

本市では令和2年3月30日に松阪市危機管理要綱に基づき、「松阪市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全庁が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ強力に推進する体制を整備し、市が主催するイベントの延期及び中止、市民への特定の地域への移動の自粛の協力要請、事業所への協力要請、事業所相談窓口の設置などの対策を実施した。

令和2年4月には7都道府県、その後、全都道府県を対象に緊急事態宣言が発令され、市民には、移動の制限や、不要不急の外出の自粛が求められた。この社会情勢を受け「帰省を控えた学生さんにかかるさと松阪からのお便り事業」（県外の市出身の学生に、市のメッセージつき市内特産品を送付。）、テイクアウト支援商品券事業（不要不急の外出自粛した市民を応援し、飲食店を支援、登録店でのテイクアウト購入時商品券を発行。）などの支援策を実施した。

(2) 第2波～第3波（令和2年7月～令和3年2月）

新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備のため令和2年7月10日に松阪市PCR検査センターを開設した。

また、新型コロナワクチンの接種を推進するため、令和3年1月7日に新型コロナワクチン室を1市3町協働実施により設置した。2月17日に新型コロナワクチン接種が予防接種法附則第7条第1項の規定に基づく臨時予防接種として、まずは医療従事者を対象に始まり、本市でも接種体制を整えるため、3月1日に松阪市・多気郡新型コロナワクチンコールセンターを開設したほか、集団接種会場開設についても準備を進めた。

【注釈】

12 令和3年2月に新型インフルエンザ等感染症へと位置付けが見直された。

(3) 第4波～第5波（令和3年3月～令和3年12月）

従来と比較して感染性や病原性の高い変異株が出現し、第4波では「アルファ株」、第5波では「デルタ株」へと置き換わりが進んだ。いずれの流行のピークにおいても従前のピークを上回る感染拡大となり、特に令和3年8月下旬から9月上旬にかけては、県で全国平均を上回る発生状況で推移した。

令和3年8月20日にはまん延防止等重点措置、8月27日には緊急事態宣言が本市を対象区域として適用され、強い措置による自粛要請が発令された。

感染症予防措置としては、令和3年4月19日に高齢者施設入所者を対象に市民に対する新型コロナワクチンの接種が開始されると、次いで5月6日からは集団接種、21日からは個別医療機関による接種が開始された。6月10日に64歳以下の基礎疾患を有する方、25日にはそれ以外の64歳以下へ接種券を送付し、対象者が順次拡大されていった。当初はワクチンの供給が限られており、電話やWEB予約も殺到し、予約が出来ないという苦情も多く寄せられ、多くの混乱が生じた。

新型コロナワクチン接種が2回目、3回目と進むにつれて、「外国人サポートデスク」の設置、集団接種会場での託児、妊娠中の方への優先接種、65歳以上の高齢者や外国人への「おまかせ予約」など、市民が円滑に予防接種を受けられるよう、きめ細やかな対応を行った。

感染者の拡大や強い措置により、市民生活や事業者、経済への影響も大きかった。引き続き感染症対策を行うとともに、国の政策や、本市独自の対象者へ、子育て世帯等臨時特別支援給付金を給付するなど支援事業も実施した。

(4) 第6波～第8波（令和4年1月～令和5年4月）

「オミクロン株」の感染拡大により、これまでの波を大きく上回る感染者数となった。特に令和4年8月下旬以降（第7波）では、県で全国平均を上回る感染状況となったほか、高齢者入所施設や医療機関におけるクラスターも多数発生し、医療体制の負荷が大きくなった。

このような事態の中、県では、第6波では三重県再拡大阻止重点期間が設けられ、第7波ではBA.5対策強化宣言、第8波では医療ひっ迫防止アラートが発出されるなど、社会情勢や株の性質をふまえた医療提供体制の維持・確保が進められた。本市においても「新型コロナウイルス感染症 自宅療養者ガイド」を作成し、自宅療養者や家族が、少

しでも安心して療養生活を送ることができるよう相談窓口、感染予防、体調管理のポイント等をまとめ、ホームページや松阪ナビに掲載するなど市民への周知を行った。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が長引く中、感染状況や社会情勢もふまえながら、感染防止対策を行いながら市民生活や経済活動の再開などへの支援策を実施した。

(5) 5類感染症への移行（令和5年5月）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が5類感染症に見直されたことに伴い、同感染症は特措法の対象から外れることとなった。これに伴い、本市においても新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

「新型コロナウイルス感染症 自宅療養者ガイド」を「5類変更後の新型コロナウイルス感染症対策ガイド」として改定し、5類変更後の相談窓口等をホームページ等で周知を行った。

(6) 新型コロナウイルス感染症対応の総括

今般の新型コロナウイルス感染症への対応により、感染症危機は、市民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、全ての市民が、さまざまな立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなったように、社会のあらゆる場面に影響し、経済や社会生活をはじめとする市民生活の安定にも大きな脅威となり得ることがあらためて浮き彫りになった。

第2部 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針（総論）

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国外において新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹³。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【注釈】

13 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等のパンデミックの経験等をふまえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえ、さまざまな状況で対応できるよう、あらかじめ対策の選択肢を示すものである。

県行動計画では、科学的知見及び国等の対策もふまえ、地理的な条件、人口分布、年齢構成、交通機関の整備状況等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととしている。

市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、県行動計画をふまえ、図表1のとおり3つの対応時期（準備期、初動期及び対応期）による一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹⁴等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況をふまえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

【注釈】

14 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性または抵抗性）をいう。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策においては、日頃からの手洗いやマスクの着用などの咳エチケット等の対策が基本となるほか、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

図表1 対応時期に応じた戦略

対応時期		戦略
準備期	発生前の段階	□ 市内における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民に対する啓発や市による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	□ 直ちに初動対応の体制に切り替える。なお、当該感染症が国外にて発生した場合は、水際対策 ¹⁵ として、国を中心に検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることとなる。本市はこの時期に、市対策本部 ¹⁶ の設置の準備や、ワクチンが開発されることを見越して接種体制の構築等、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備に取り組む。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	□ 患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性によっては不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

【注釈】

15 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

16 「松阪市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年6月24日条例第32号）」に基づく、松阪市新型インフルエンザ等対策本部をいう。以下同じ。

	<p>□ なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等もふまえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとなる。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図るなど見直しを行う。</p>
病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>□ 国、県、市町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなるなどさまざまな事態が生じることが想定される。従って、事前の想定どおりとならないことも念頭に置きつつ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。</p> <p>□ 市内の実情等に応じて、柔軟に対策を講じ、国及び県の対策もふまえ、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。</p>
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>□ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>□ 新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p>

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方をふまえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組（各論）」において、具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前対応に関する事項（準備期）と、発生後の対応に関する事項（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方もふまえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応する。具体的には、県行動計画をふまえ、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表2のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴もふまえ、感染症危機対応を行う。

図表2 初動期及び対応期の有事のシナリオ

対応時期		有事のシナリオ
初動期	初動期	□ 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	□ 政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	□ 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等をふまえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	□ ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることをふまえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	□ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、または、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組(各論)」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、子どもや高齢者など特定のグループが感染・重症化しやすい場合には、準備や介入のあり方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

本市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備期において、特措法その他の法令、市行動計画や業務継続計画に基づき、関係者と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、県行動計画をふまえ、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行う対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め、さまざまなシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や県民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション¹⁷等について平時からの取組を進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

国や県との連携の円滑化等を図るため、国の動向をふまえ、DXの推進を行う。また、感染症危機管理に係る人材育成等の取組を進める。

【注釈】

17 リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスをふまえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、国や県のリスク評価の情報を得る。

(イ) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響をふまえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握状況、検査体制や医療提供体制の整備状況、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、適切な時期に対策を切り替えることを念頭において、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載する。国や県が個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示した場合には、当該目安をふまえ、適切な時期に対策を切り替える。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめさまざまな場面を活用して普及し、子どもを含めさまざまな年代の市民等の理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有を行う。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づ

いた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況もふまえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁸。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者及び市民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型

【注釈】

18 特措法第5条

インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する¹⁹。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

本市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を行うほか、本市における避難所施設の確保等や、県及び本市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、本市は、必要に応じ、県の支援を受けながら、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生し、市対策本部を設置したときには、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

【注釈】

19 特措法第36条第2項

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する²⁰。また、国は WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める²¹とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²²。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等をふまえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が

【注釈】

20 特措法第3条第1項

21 特措法第3条第2項

22 特措法第3条第3項

実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²³。

また、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っていることから、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関と医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関、宿泊施設と検査等措置協定を締結し、検査や宿泊療養に係る体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関²⁴等で構成される三重県感染症対策連携協議会²⁵等を通じ、県予防計画について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

(3) 市の役割

本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、市内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁶。

また、本市は、市民に最も近い行政単位であることから、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる

【注釈】

23 特措法第3条第4項

24 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第1項及び第2項で指定される医療機関のうち特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関をいう。

25 感染症法第10条の2第1項に基づく協議会

26 特措法第3条第4項

感染症対策物資等²⁷の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び三重県感染症対策連携協議会や各保健所が設置する会議体等を活用した地域の関係機関との連携の構築を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁹。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³⁰ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

【注釈】

27 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に曝露（ばくろ）することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。

28 特措法第3条第5項

29 特措法第4条第3項

30 特措法第4条第1項及び第2項

(8) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、日常の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての科学的知見等に基づく情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³¹。

【注釈】

31 特措法第4条第1項

第6節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においてもわかりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画や県行動計画の内容をふまえ、以下の8項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 医療
- ⑥ 保健
- ⑦ 物資
- ⑧ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である8項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、図表3に示す各対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

図表3 対策項目毎の基本理念と目標

対策項目	基本理念と目標
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> □ 感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町、国立健康危機管理研究機構、研究機関、医療機関等のさまざまな主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。 □ 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。 □ 新型インフルエンザ等の発生時に、国や県のリスク評価に基づき、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可

	<p>能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</p>
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> □ 感染症危機においては、さまざまな情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供し、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。 □ 可能な限り双方向のコミュニケーションを行う。 □ 平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> □ 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小化することを目的とする。 □ 適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策となる。 □ 特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとしてされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることから、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化等に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> □ ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。 □ 本市は、医療機関や事業者、関係団体等と共に、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討を行う必要がある。 □ 新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンを迅速に供給するとともに、事前の計画のほか、新型インフルエンザ等に関する新たな知見をふまえてワクチンの接種を行う。

医療	<ul style="list-style-type: none"> □ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響が生じるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。 □ 感染症危機において、本市が設置する医療機関は、県と締結している医療措置協定に基づき、医療を提供することで、感染症医療の提供体制の確保に寄与する。
保健	<ul style="list-style-type: none"> □ 新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する必要がある。市民の生命及び健康を守るため、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。 □ 本市は県から協力の依頼があった際には、県(保健所)が実施する新型インフルエンザ等患者の健康観察や、新型インフルエンザ等患者及びその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な食事の提供等のサービスの提供について、協力する役割が求められる。
物資	<ul style="list-style-type: none"> □ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、感染症対策の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。 □ 平時から感染症対策物資等の備蓄等を推進することで、新型インフルエンザ等の発生時に備える。
市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> □ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。 □ 本市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。 □ 新型インフルエンザ等の発生時には、本市は、市民生活及び市民の経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。 □ また、事業者や市民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）³²の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えにあたっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の経験をふまえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) さまざまな主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」という考えは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。国、県及び本市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

県においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、政府行動計画や県予防計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等もふまえ、おおむね

【注釈】

32 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

6年ごとに県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるものとしている。

本市は、政府行動計画及び県行動計画の改定をふまえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験をもとに政府行動計画や県行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組（各論）

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

本市は、政府行動計画及び県行動計画の内容をふまえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 本市は、市行動計画を作成・変更する。本市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、医師会等、その他の学識経験者の意見を聴く³³。
- ② 本市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 本市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、市町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、市町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

1-4. 地域の連携の強化

本市は、松阪地域における松阪地域感染症対策協議会を通じ、新型インフルエンザ等が発生した際に医師会等と速やかに情報共有を行えるよう体制を構築する。

図表4 松阪地域感染症対策協議会の構成

【以下の機関の代表者をもって構成する】	
松阪地区医師会	松阪地区薬剤師会
松阪地区歯科医師会	松阪保健所
松阪市民病院	松阪中央総合病院
済生会松阪総合病院	松阪市
多気町	明和町
大台町	その他必要と認める関係機関

【注釈】

33 特措法第8条第7項及び第8項

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合³⁴や県が県対策本部を設置した場合³⁵において、本市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討³⁶し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 本市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2 をふまえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

本市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³⁷を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する³⁸ことを検討し、所要の準備を行う。

【注釈】

34 特措法第15条

35 特措法に基づく政府対策本部が設置されていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。

36 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。

37 特措法第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

38 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

3-1. 緊急事態措置の適用について

3-1-1. 市対策本部の設置

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言³⁹がなされた場合や必要と認めるときは、直ちに市対策本部を設置する⁴⁰。本市は、本市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁴¹。

図表5 市対策本部の構成

【市対策本部組織】	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	二役部長会議構成員 その他必要な職員

本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

【本部長不在時の場合における本部長職務の代理順位】	
第1順位	健康福祉担任副市長
第2順位	副市長
第3順位	教育長
第4順位	危機管理特命理事

【対策本部事務局】	
事務局統括	健康福祉部
補佐	秘書広報局
補佐	防災対策課
補佐	総務部

3-2. 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-2-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 本市は、新型インフルエンザ等のまん延により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対

【注釈】

39 特措法第32条第1項

40 特措法第34条第1項

41 特措法第36条第1項

策の事務の代行⁴²を要請する。

- ② 本市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁴³。

3-2-2. 必要な財政上の措置

国は、新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対して、必要な財政上の措置を講じる⁴⁴こととしていることから、本市は、国からの財政支援を有効に活用して、必要な対策を実施する。また、必要に応じて地方債を発行する⁴⁵。

3-3. 市対策本部の廃止

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）⁴⁶がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁴⁷。

【注釈】

42 特措法第26条の2第1項

43 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

44 特措法第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

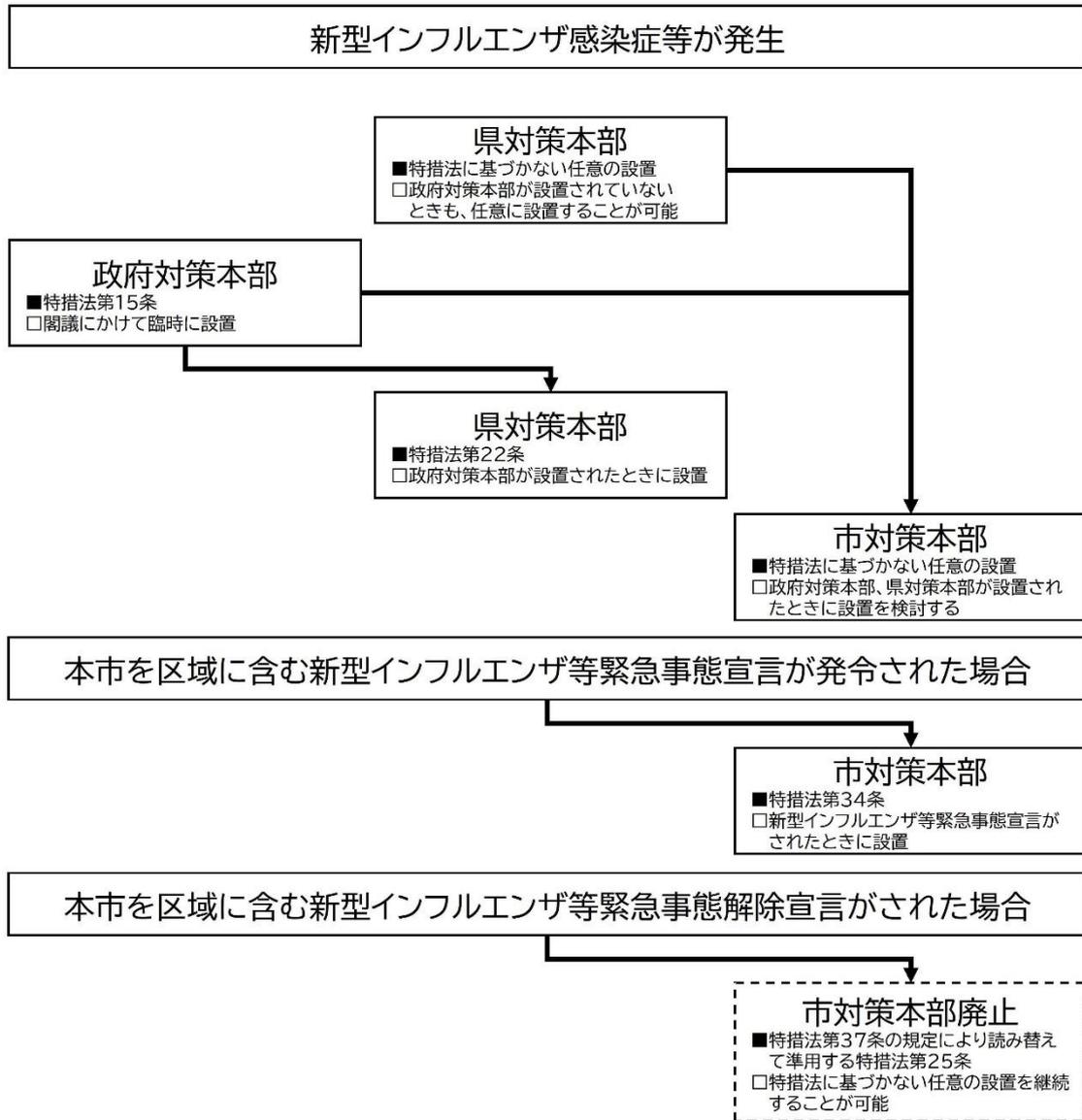
45 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市は、地方債を発行することが可能。

46 特措法32条第5項

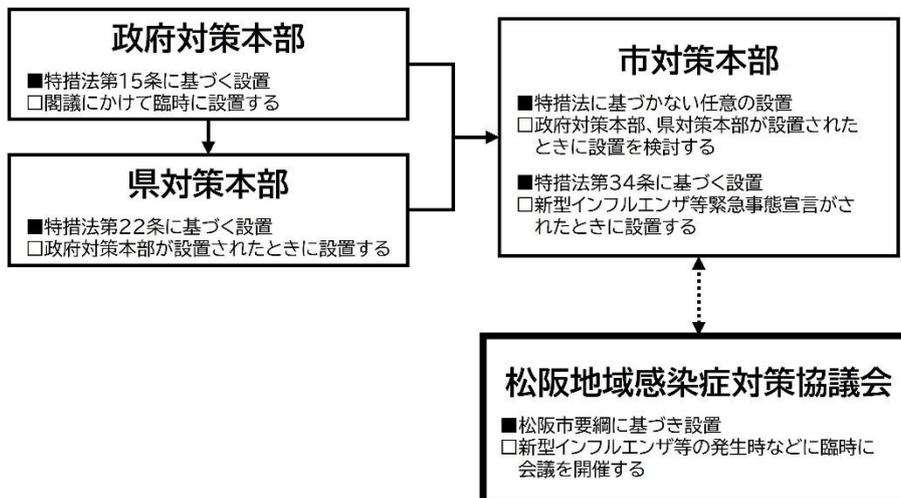
47 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

ただし、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされた場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部の設置を継続することは可能。

図表6 市対策本部設置の流れ



図表7 松阪地域感染症対策協議会の位置付け



第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁴⁸

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 本市における情報提供・共有について

本市は、準備期から市民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。平時より市民に対して情報提供、共有を行うときには、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に行う。これらの取組等を通じ、本市における情報提供・共有について、有用な情報源として市民による認知度・信頼度が向上するよう努める。

1-1-2. 県と本市の間における感染状況等の情報提供・共有について

本市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことが想定される。このことから、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など、県から本市に対して提供を受けることをあらかじめ両者で合意しておく。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

本市は、国からの要請を受けた際には、コールセンター等を設置する準備を進める。

【注釈】

48 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

第2節 初動期

2-1-1. 情報提供・共有について

本市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、迅速にわかりやすく提供・共有する。市民に対して情報提供、共有を行うときには、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に行う。

2-1-2. 県と本市の間における感染状況等の情報提供・共有について

本市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことが想定される。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

本市は、国からの要請を受けた際には、コールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得るほか、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなり得る。このことから、県は、新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口の開設のほか、誹謗中傷、プライバシーに関する情報の無断掲示、風評被害が懸念される情報拡散、不当な差別、偏見等の防止に向けて、テレビやラジオ、新聞をはじめとする各種広報媒体や商業施設、学校等において正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるなど広報啓発活動を行う。これらをふまえ、本市は、市民等に対して広報啓発活動を行うとともに、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

特に、感染症が発生した際には、医療機関に通院すると感染する可能性があるとして、通院を控える事例も想定される。医療機関への風評被害は地域の医療提供体制にも影響を与える可能性があることから、本市は、市民等に対して適切な理解を求めるとともに、定期通院を控えることにより、かえって基礎疾患を悪化させるおそれもあることから、本市や医療機関は、適切な受診の実施・継続について市民等への呼びかけを行う。

2-4. 偽・誤情報への対応

本市は、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報について、その拡散状況等をふまえて、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

3-1-1. 情報提供・共有について

本市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づいた正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。市民に対して情報提供、共有を行うときには、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に行う。

3-1-2. 県と本市の間における感染状況等の情報提供・共有について

本市は、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことが想定される。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

本市は、国からの要請を受けた際には、コールセンター等を継続する。

3-3. 偏見・差別等への対応

本市は、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口の周知や各種広報媒体等における広報啓発を行う。

3-4. 偽・誤情報への対応

本市は、初動期に引き続き、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報について、拡散状況等をふまえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3章 まん延防止⁴⁹

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

本市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター⁵⁰に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

【注釈】

49 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期のまん延の防止に関する措置を記載する。

50 県行動計画において、県は新型インフルエンザ等が発生している国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等への受診調整を行う相談センターを初動期に早期に整備するとしている。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

本市は、国及び県からの要請を受けた際には、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. まん延防止対策の内容

3-1-1. 基本的な感染対策の実施

本市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

3-1-2. 事業者や学校等における感染対策

本市は、県が実施する要請等をふまえ、必要に応じ、以下の対策の実施を検討する。

- ① 本市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を求めるとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を求める。
- ② 本市は、施設管理者等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住・利用する施設等における感染対策を強化するよう求める。
- ③ 本市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底等を求める。
- ④ 本市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を行うことを検討する。

3-1-3. 学級閉鎖・休校等の実施

本市は、国及び県からの要請や地域の感染状況等をふまえ、本市が設置する学校について、必要に応じ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁵¹（学級閉鎖、学年閉鎖、または休校）等を実施する⁵²。

【注釈】

51 学校保健安全法第20条。

52 保育施設等の学校保健安全法の対象とならない施設についても、感染症の特性や国の方針、学校における対応等をふまえて、必要に応じて臨時休園等の対応の実施を検討する。

第4章 ワクチン⁵³

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

本市は、以下の図表8を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

図表8 予防接種に必要な可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制をふま え、必要な物品を準備するこ と。代表的な物品を以下に示 す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミ ン剤、抗けいれん剤、副腎皮質 ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

本市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者を随時把握するほか、医師会等と連携して市内の医療機関の連絡先や規模などを把握する。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

本市は、新型コロナワクチンの個別接種や集団的接種での取組等を参考に、近隣市町

【注釈】

53 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

や医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練等を実施する。

1-3-2. 特定接種⁵⁴

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市の地方公務員については、本市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、本市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者⁵⁵に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 特定接種の対象となり得る本市に所属する地方公務員について国から人数の報告を求められた際には、本市は対象者を把握し、国に対し、人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認められるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間が国において定められる。この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方が国において整理される。本市は、国等の協力を得ながら、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。（行122）

（ア）本市は、国等の協力を得ながら、本市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁵⁶。

a 本市は、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向

【注釈】

54 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

55 特措法第28条の規定に基づき、「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののこれらの業務に従事する者」、「新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員」及び「新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員」が特定接種の対象となり得る。

56 予防接種法第6条第3項

けた訓練を実施する。

- i 接種対象者数
 - ii 本市の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、健康センター、学校、その他施設等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び近隣市町や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 本市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を以下の図表9を参考に推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市又は県の介護保険部局、障がい保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

図表9 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 本市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種または個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であ

ることから、医師会等の協力を得てその確保を図る。

- d 本市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。
- (イ) 本市は、国より予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体での接種を可能にする取組を進める。
- (ウ) 本市は、速やかに接種を実施できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討・取りまとめを行う。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 市民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy⁵⁷」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況もふまえ、平時を含めた準備期において、本市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

1-4-2. 本市における対応

本市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

1-4-3. 健康福祉部以外の分野との連携

本市健康福祉部は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康福祉部以外の分野との連携及び協力の強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健分野との連携が不可欠であり、本市健康福祉部は、松阪市教育委員会等との連携を進め、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

【注釈】

57 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

1-5. DXの推進

国により、予防接種事務のデジタル化が整備された場合、本市は以下の対応を行う。

- ① 本市は、本市が活用する予防接種事務を行うシステム（以下、「健康管理システム」という。）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す健康管理システム標準仕様書に沿って、健康管理システムの整備を行う。
- ② 本市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙で通知すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

本市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

本市は、第4章第1節1-1において準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種⁵⁸

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制、国民生活及び国民経済の状況、プレパンデミックワクチンの使用の可否やパンデミックワクチンの開発・供給状況の把握を行い、特定接種の実施の要否を検討することとしている。

接種には多くの医療従事者の確保が必要になることから、本市は接種体制を構築するため医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、本市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-2-2. 住民接種

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制、国民生活及び国民経済の状況、プレパンデミックワクチンの使用の可否やパンデミックワクチンの開発・供給状況をふまえ、住民接種の実施の要否を検討することとしている。また、接種対象者や、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しである場合は、接種の優先順位の考え方を整理した上で示し、発生した新型インフルエンザ等の特徴をふまえ、接種のペース（1日〇万回など）の目安を示すよう努めるとしている。

本市は、これらの動向をふまえて次のとおり接種体制の構築に努める。

- ① 本市は、目標となる接種のペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

【注釈】

58 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。本市健康福祉部は、住民接種の推進に当たり、医療関係者及び健康福祉部以外の分野との連携及び協力の強化に努めるとともに、県関係部局等との連携及び協力にも積極的に取り組む。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策を検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、本市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 本市は、医師会、近隣地方公共団体等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、必要に応じ、健康センター、学校、その他施設等の医療機関等以外の臨時的接種会場を設けることを検討し、医療機関等の医師・看護師等が臨時の接種会場において接種を行うことについても協議を行う。また、近隣市町とこれらの接種体制の構築を合同で行うことについても検討を行う。
- ⑥ 本市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 本市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、国による予防接種事務のデジタル化の整備状況に基づき、臨時の接種会場における必要設備の整備を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の届出を行い許可を得る。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、図表10を参考とする。

図表10 具体的な医療従事者等の数の例

【予診・接種に関わる者（1チーム）】	
・予診を担当する医師	1名
・接種を担当する医師又は看護師	1名
・薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等	1名
【接種後の状態観察を担当する者】	
・（可能であれば）看護師等の医療従事者	1名
【その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などの業務に当たる者】	
・事務職員等	複数名

- ⑨ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、接種会場での救急対応について、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て本市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、本市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトをふまえて必要数等を検討する。

図表 11 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制をふまえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】

<ul style="list-style-type: none"> ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/>耐冷手袋等
---	---

- ⑩ 感染性産業廃棄物⁵⁹が運搬されるまでに保管する場所は、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月環境省策定）を参考に必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ⑪ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することに留意し、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

【注釈】

⁵⁹ 産業廃棄物のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 本市は、国からの依頼を受けて、接種開始以降にワクチン等の使用実績等をふまえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 本市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、本市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 本市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

3-2. 接種体制

- ① 本市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合は、国において追加接種の必要性がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討がなされる。追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、本市は、国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。
- ③ 本市は、接種回数等の接種記録について、システムを通じて国に速やかに情報提供・共有する。

3-2-1. 特定接種⁶⁰

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等をふまえ、医療の提供及び国民生活並びに国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、本市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

【注釈】

⁶⁰ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

本市は、国による住民への接種順位の決定⁶¹をふまえ、予防接種⁶²の実施準備を行う。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 本市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に本市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 本市は、接種状況等をふまえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 本市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 本市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するなどにより、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- ⑥ 本市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、予防接種業務所管部署と介護保険業務所管部署、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 本市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けた際には、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 本市が行う接種勧奨については、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、その整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙で通知すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

【注釈】

61 政府行動計画において、国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報をふまえ、住民への接種順位を決定することとしている。

62 予防接種法第6条第3項

本市は、感染状況をふまえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

本市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国により整備されたシステム⁶³を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行うこととしており、本市は当該報告が適切に行われるよう、県と連携して医療機関等へ周知を行う。

3-3-2. 健康被害救済

- ① 本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市の地方公務員を対象とする特定接種及び住民接種について、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が本市以外であっても、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に本市に住民票を登録していたときには、本市が健康被害救済の実施主体となる。
- ③ 本市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 本市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度等の予防接種に係る情報について、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、周知・共有を行う。

【注釈】

63 政府行動計画において、国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行うとしている。

- ② 本市は、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、市民へ必要な情報提供を可能な限り多言語で、継続的かつ適時に行う。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、本市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

本市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 本市は、住民接種の実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらをふまえ、広報に当たって、本市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性・接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 医療

第1節 準備期

1-1. 医療提供体制の整備

- ① 本市は、本市が設置する医療機関について、県と締結している医療措置協定に基づき、研修や訓練の実施をはじめとする体制整備を行う。
- ② 本市は、本市が設置する医療機関のうち、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関⁶⁴及び県と医療措置協定を締結している医療機関について、必要に応じて、施設整備及び設備整備を行うとともに、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について、定期的な確認を行う。

【注釈】

64 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第1項及び第2項で指定される医療機関のうち特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関をいう。

第2節 初動期

2-1. 医療提供体制の確保

- ① 本市は、本市が設置する医療機関について、県と締結している医療措置協定に基づき、医療の提供及び医療提供体制の整備を行う。
- ② 本市は、県からの依頼をふまえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知を行う。

第3節 対応期

3-1. 医療提供体制の確保

- ① 本市は、本市が設置する医療機関について、県と締結している医療措置協定に基づき、医療の提供を行う。
- ② 本市は、県からの依頼をふまえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知を行う。
- ③ 本市は、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控えるなど、救急車の適正利用について周知を行う。

第6章 保健

第1節 準備期

1-1. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-1-1 さまざまな主体との連携体制の構築

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、保健所が設置する会議体等を活用し、平時から保健所のみならず、他の市町、医療機関、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、新型インフルエンザ等患者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、新型インフルエンザ等患者への食事の提供等が必要となるため、本市は、関係機関と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

1-2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

本市は、有事において、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても、適時適切に情報共有等ができるよう、平時における感染症情報の共有等にあたって、県や医療機関等と連携し、適切に配慮する。

第2節 初動期

2-1. 市民への情報発信・共有の開始

本市は、必要に応じて県が設置する相談センターの周知や国や県、保健所による市民への情報提供について、協力を行う。

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1 有事体制への移行

本市は、県からの協力の依頼⁶⁵があった際は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する情報に対する市民の理解の増進に資するため必要な協力を行う。

3-1-2. 健康観察及び生活支援

- ① 本市は、県からの協力の依頼⁶⁶があった際は、県（保健所）が実施する健康観察⁶⁷に協力する。
- ② 本市は、県からの協力の依頼⁶⁸があった際は、民間事業者等とも連携のうえ、県が実施する食事の提供等の新型インフルエンザ等患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給⁶⁹に協力する。なお、協力の際は、県に対し、自宅療養者等への支援を行うにあたって必要となる患者情報等について提供を求める⁷⁰。

3-1-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

本市は、情報発信等にあたって配慮が必要な者（高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等）のニーズに応えられるよう、県や医療機関等と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で、感染症対策等について周知・広報等を行う。

【注釈】

65 感染症法第16条第2項

66 感染症法第44条の3第9項

67 感染症法第44条の3第2項

68 感染症法第44条の3第9項

69 感染症法第44条の3第7項

70 感染症法第44条の3第10項及び「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る自宅療養者等の個人情報提供に関する覚書」に基づく提供

第7章 物資⁷¹

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁷²

① 本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁷³。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁷⁴。

② 本市は、個人防護具等について、新型インフルエンザ等対策の実施、国等の備蓄のセーフティネット等を目的に備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

図表12 個人防護具等の品目

【個人防護具等】	【その他】
<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> N95 マスク <input type="checkbox"/> アイソレーションガウン <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> 非滅菌手袋	<input type="checkbox"/> 消毒剤

③ 本市は、本市を管轄する松阪地区広域消防組合消防本部が、国及び県からの要請を受けて最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のために、必要な個人防護具を備蓄できるよう、予算の確保を行うなど連携して取り組む。

【注釈】

71 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

72 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

73 特措法第10条

74 特措法第11条

第8章 市民の生活及び地域経済の安定の確保⁷⁵

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

本市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄⁷⁶

① 本市は、第7章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁷⁷。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁷⁸。

② 本市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

本市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬体制の構築

本市は、県内における火葬体制をふまえ、地域内で適切に火葬が実施できるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。

【注釈】

75 特措法第8条第2項第2号八（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

76 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

77 特措法第10条

78 特措法第11条

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

本市は、県を通じた国からの要請を受けた際には、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

本市は、国からの要請を受けた際には、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

本市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁷⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合においても、子どもたちの教育活動の継続に重点を置き以下の取組みを実施する。

- ① 感染症対策と教育活動の両面に配慮し、給食、学校行事、放課後児童クラブなど、子どもたちの学びと生活の継続を柔軟に進める。
- ② 子どもへの心のケアやエッセンシャルワーカーの保護者を含む家庭への配慮を行いつつ、必要な支援を実施する。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 国、県及び本市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 国、県及び本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 国、県及び本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- ④ 国、県及び本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置

【注釈】

79 特措法第45条第2項

を講ずる⁸⁰。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 本市は、県を通じた国からの要請を受けた際には、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 本市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 本市は、県からの要請を受けた際には、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 本市は、県を通じた国からの要請を受けた際には、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。
- ⑤ あわせて本市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、本市は、臨時遺体安置所の拡充について措置を講ずるとともに、火葬場の火葬能力について県から最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、本市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。⁸¹

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

82

【注釈】

80 特措法第59条

81 特措法第63条の2第1項

82 特措法第52条第2項

松阪市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 21 年 10 月策定

平成 26 年 3 月一部改訂

平成 30 年 3 月一部改訂

令和 8 年 3 月全面改定

松阪市健康福祉部健康づくり課

〒515-0078 松阪市春日町一丁目 19 番地

TEL 0598-31-1212 FAX 0598-26-0201